

三重県景観計画 目次

第1章 背景と目的	—	1
第2章 景観特性	—	2
1 県土の景観特性	—	2
(1) 景観特性	—	2
① 自然的特性 (地勢・地形/地質/気候/植生/水系/自然公園)	—	2
② 歴史・文化的特性 (古代の国わけ/江戸時代後期の藩領と主な城郭/街道/集落と 建築様式/文化財等/名所図会に描かれている景観/文学に描 かれた三重の景観/方言)	—	18
③ 社会・経済的特性 (人口/交通網と地域開発/都市計画と市街地景観/屋外広告物 /電線類の地中化/産業)	—	34
④ 眺望	—	48
(2) 景観構造	—	50
(3) 県民の景観への意識	—	52
2 地域別景観特性	—	56
(1) 地域区分の考え方	—	56
(2) 地域別景観特性	—	58
① 北勢地域	—	58
② 中勢地域	—	62
③ 伊勢志摩地域	—	66
④ 伊賀地域	—	70
⑤ 東紀州地域	—	74
第3章 基本目標と役割	—	77
1 基本目標	—	77
2 役割	—	79
(1) 県民等の役割	—	79
(2) 行政の役割	—	79

第4章 良好な景観づくりに関する方針(景観法第8条第3項)	—	80
1 地域が主体となる景観づくりの方針	—	80
(1) 日常生活の中での視点	—	80
(2) 「感性」を育む視点	—	80
(3) 良好な景観を損ねているものへの対応	—	81
(4) 地域が主役の景観づくり	—	81
2 広域的な視点にたった景観づくりの方針	—	81
(1) 広域的な景観づくり	—	81
(2) 行政間の連携	—	82
(3) 眺望景観の保全	—	82
3 公共事業や公共施設の整備における景観づくりの方針	—	82
4 景観づくりに向けた県の推進方策	—	82
5 類型別方針	—	83
(1) 基本的な考え方	—	83
(2) 類型別方針の構成	—	84
(自然的景観/歴史・文化的景観/社会・経済的景観/眺望景観)		
(3) 類型別方針	—	86
① 自然的景観の方針	—	86
(山地・山脈/中山間地/農地/河川/海・海岸)		
② 歴史・文化的景観の方針	—	87
(街道/歴史的まち並み・集落/文化財等)		
③ 社会・経済的景観の方針	—	88
(市街地/道路)		
④ 眺望景観の方針	—	89
6 地域別方針	—	90
(1) 北勢地域	—	90
(2) 中勢地域	—	91
(3) 伊勢志摩地域	—	92
(4) 伊賀地域	—	93
(5) 東紀州地域	—	94

第5章 県の推進方策	—	95
1 地域が主体となる景観づくりに向けた支援	—	95
(1) 景観づくりに関する情報の提供及び知識の普及	—	95
(2) 景観づくりに関する専門家、有識者の派遣	—	95
(3) 景観づくりに向けた市町支援	—	95
(4) 地域の良い景観づくりの実施	—	95
(5) 広域景観づくりの支援	—	96
(6) 眺望景観の保全と視点場づくり	—	96
2 良い景観づくりのための制度や手法の活用	—	96
(1) 景観法による規制誘導方策	—	96
① 行為の制限に関する事項(景観法第8条第2項第2号)	—	96
ア 景観形成基準(別記1)		
イ 届出対象行為(別記2)		
② 屋外広告物に関する事項	—	96
③ 景観重要公共施設に関する事項	—	97
④ 景観農業振興地域整備計画の策定に関する事項	—	97
⑤ 自然公園区域に関する事項	—	97
⑥ 景観協議会	—	97
⑦ 景観整備機構	—	97
⑧ 景観協定	—	97
(2) 都市計画法による規制誘導方策	—	98
(3) 建築基準法による規制誘導方策	—	98
(4) 文化財保護法による規制誘導方策	—	98
(5) 生活環境の向上方策による取組	—	98
① 都市の緑の保全・創出	—	98
② 無電柱化の推進	—	98
③ 放置ごみの防止	—	98
④ 水質の改善	—	98
⑤ 防災施策との連携	—	99
3 公共事業等における良い景観づくりの推進	—	99
4 景観計画の区域(景観法第8条第2項第1号)	—	99

●別記1 景観形成基準（行為の制限に関する事項）

－ 1 0 0

(1) 共通的事項

(2) 個別的事項

- ① 建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは、移転、
外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- ② 開発行為、土地の形質の変更
（土石の採取又は鉱物の掘採を除く。）
- ③ 土石の採取又は鉱物の掘採
- ④ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

●別記2 届出対象行為（行為の制限に関する事項）

－ 1 0 3

(1) 届出対象行為

(2) 届出の対象外となる行為

(3) 特定届出対象行為